



デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(第41回)

ご要望

- 1 中継局を廃止する際の「代替的視聴手段」として、radikoを、FMもAMと同時に
お認め頂きたい
- 2 FM中継局の廃止に先立って地元の理解を十分得る目的での中継局の休止は
電波法上問題ないと明らかにして頂きたい
- 3 FMラジオ事業者への出資に関し、マスメディア集中排除原則を緩和頂きたい

2026年1月23日
株式会社エフエム東京

FM中継局維持の負担感

資料A: JFN加盟38局への照会の結果(自由記述式)2022年4月

検討会第25回に弊社が提出した資料25-2より

1 中継局の経費や保守点検についての負担感はどうか

16局…負担感がある

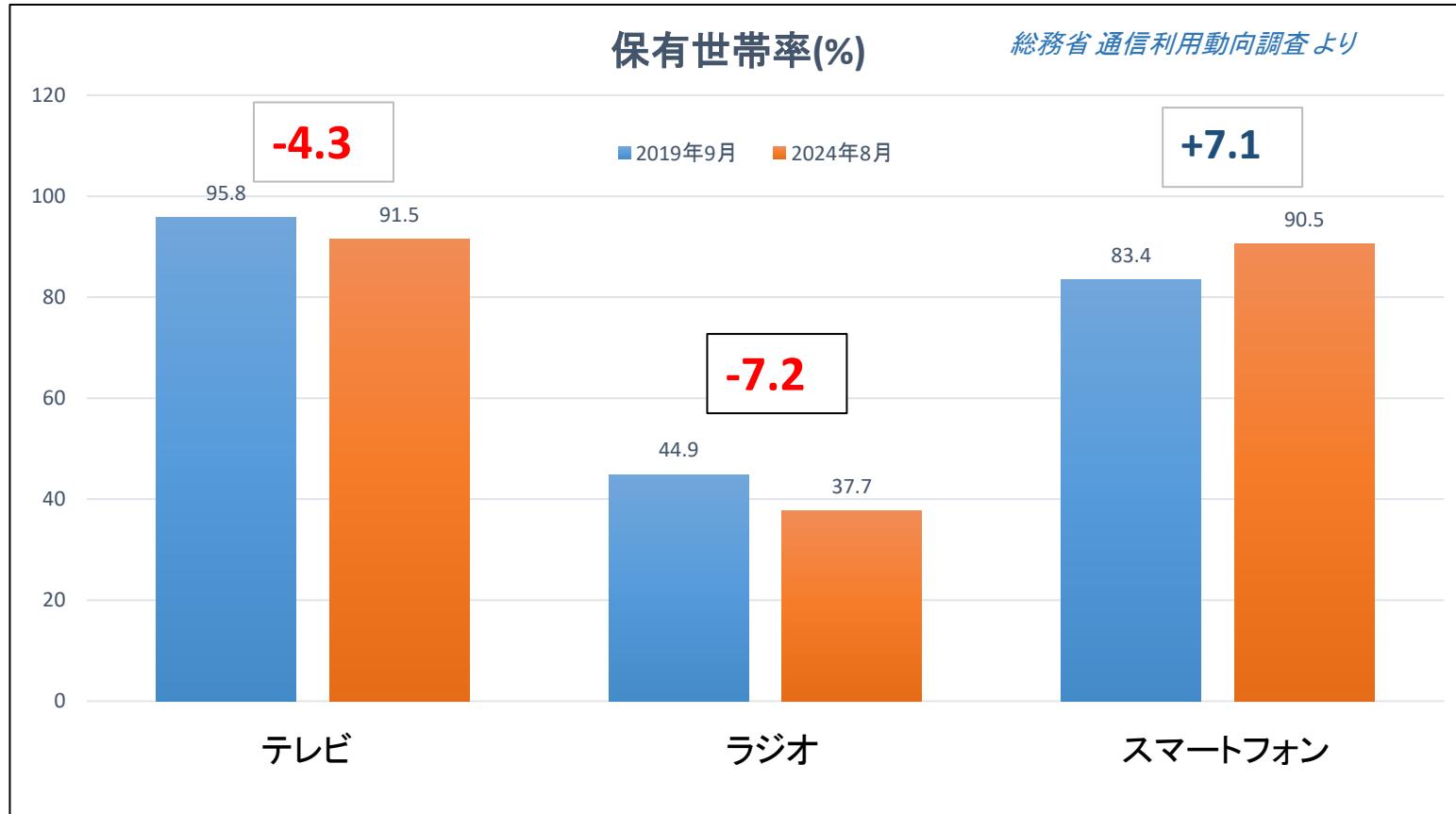
当期損益の比較(2022年度と2024年度)

総務省取りまとめ「民間放送事業者の収支状況」より



現時点の負担感は2022年より確実に増加

ラジオ受信機の保有世帯の減少



2024年8月の調査では、ラジオの保有世帯は40%未満に
radikoを聴けるスマホの保有世帯は、テレビ同様90%台に

1. FM中継局のradiko代替

- 中継局からの電波で聴くラジオ受信機が減る一方、radikoで聴けるスマホは普及しており、経営上の理由から中継局を減らしたいという意向はFM局の間に高まりつつあります
なるべく早期に、radikoを代替的視聴手段として認めて頂きたい
- 中継局をradikoで代替することへの反応に、AMリスナーとFMリスナーで差があるとは考えられず、制度化の際は、FMもAMと同時に認めて頂きたい

中継局廃止への地元の理解を得るために

- ・ただし、中継局の廃止によって電波が届かなくなる地点のリスナーの反応は、一般論で推測するのではなく、個別に把握して対応することが必要な場合もあります
- ・FM局は全てラジオ単営局であり、テレビの影響力や認定持株会社の信用力をバックに持つておらず、リスナーの信頼を獲得し続けることが、生命線です
- ・必要に応じて、一定期間、中継局を休止し、地元の反応を把握して、対応した上で、廃止に踏み切るというプロセスを踏むことも、ひとつの方策と考えています

2. 中継局の休止に関する電波法の解釈

＜電波法第16条第2項＞

前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。

＜電波法第76条第4項＞

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき

廃止に踏み切る前に地元の理解を十分得る目的ならば、中継局を休止することは、電波法上問題ないと、明らかにして頂きたい

3. マスメディア集中排除原則の緩和のお願い

- ・上場企業を中心として、既存株主が株を手放そうとする動きが加速
- ・2027年度の新リース会計基準の導入も一因
- ・引き受けてくれる可能性が高いのは、既に放送事業に出資している企業

保有議決権が「支配」に該当しないのが「10分の1以下」でなく「3分の1以下」なのは

1. 地上基幹放送事業者又はそれを「支配」する者が、他の放送対象地域の地上基幹放送事業者に出資する場合
2. 出資する先が、衛星基幹放送事業者と移動受信用地上基幹放送事業者の場合



ここに、FMラジオ事業者(すべてラジオ単営社)を追加頂き、
**FMラジオ事業者への出資は、議決権の3分の1以下であれば
「支配」に該当しない**と緩和することをお願いしたい